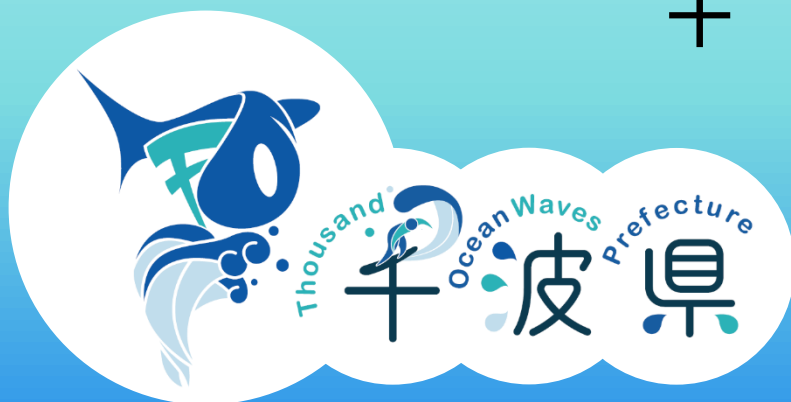


千葉県提案

災害廃棄物の処分における 産業廃棄物処分業者の処理施設の活用

令和7年4月18日(金)
千葉県



背景：災害廃棄物処理の意義と本県の地理的特性

- 近年、自然災害が頻発・激甚化し、全国各地で豪雨や地震等による膨大な災害廃棄物が一度に大量に発生しているところ、早期の復旧・復興には災害廃棄物の適正かつ可及的速やかな処理に向けた体制の整備が必要。
- 房総半島に位置し、三方を海で囲まれた地理的特性を有する千葉県では、災害発生時に県域を超えた広域支援・広域処理の調整が遅延することが懸念される。

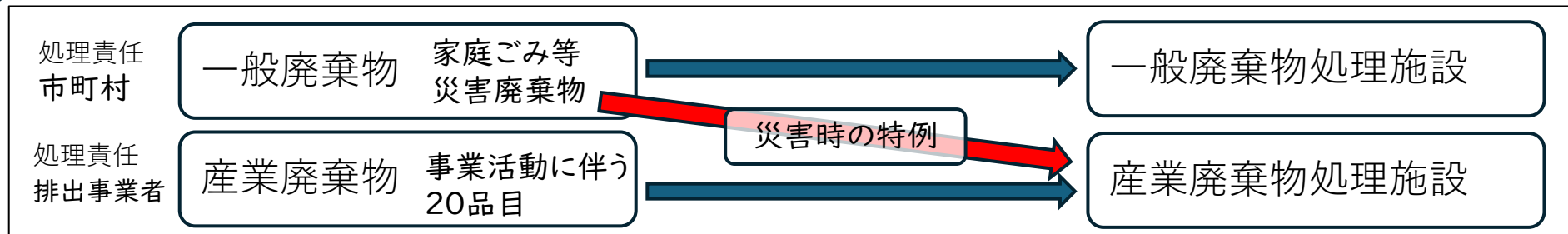
本県の地理的特性



現行制度と課題

- 廃棄物処理法には、市町村の責務とされる災害廃棄物処理に係る特例規定が設けられている。
これにより、民間事業者等が所有する一部の産業廃棄物処理施設の活用を可能とし、早期処理を実現しようとする一定の制度的担保がなされている。
- 他方で、本県には民間の産廃処理施設が多数設置されているが、発災直後からこれらの施設を十分に活用できる制度とはなっていない。

現行制度①：平時の一般廃棄物（ごみ）と災害廃棄物との違い

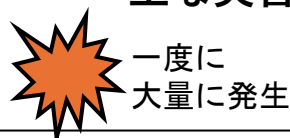


イラスト：千葉市作成「千葉市家庭ごみの出し方ガイドブック（令和6年3月改定版）」

【平時】 家庭ごみなど： 人の生活に伴い排出される様々な性状の廃棄物
可燃・資源（缶、ビン）等、市町村に応じ分別



【災害時】 家庭ごみなど＋災害廃棄物
主な災害廃棄物：○ 破損した家財等（片付けごみ）・・・仮置場で品目別に分別
○ 建築物の公費解体等で発生するがれき（解体ごみ）
※ 災害廃棄物は産業廃棄物に近い性状を有する



一度に大量に発生



仮置場で分別保管される
災害廃棄物（出典：南房総市HP）



木くず（鴨川市、2019.09）



廃瓦（左）、廃石膏ボード（中央）
（鋸南町、2019.09）

現行制度②：災害時の特例（民間事業者の産業廃棄物処理施設活用の例）

災害廃棄物の処理の流れ（例）

住民、ボランティア等
解体工事業者等



災害廃棄物の発生

撤去
搬出



仮置場で
分別保管

県産業資源循環協会（協定）
⇒ 産業廃棄物処分業者



市町村が開設した仮置場を運営
（分別保管、重機の手配、搬出等）

活用には手続きが必要
民間の産業廃棄物処理施設

中間
処分



破碎、焼却、再資源化など

最終
処分

再資
源化

出典
被災現場：関東地方環境事務所資源循環課・千葉県環境生活部循環型社会推進課「令和元年災害廃棄物処理に関する記録紙」
仮置場：南房総市HP
施設写真：県内産業廃棄物処理業者の施設

【法15条許可対象の産業廃棄物処理施設】

特例：法第15条の2の5第2項

平時に処理している産業廃棄物と同様の性状の災害廃棄物は事後届出で処理可能※1



木くずの破碎施設、廃プラスチック類の破碎施設、焼却施設など（参考資料1）

※1 通常時に許可品目以外の品目を処理している場合、その品目も処理可能
例：木くずの破碎施設（15条許可対象）が紙くずの破碎施設（許可対象外）を兼用している場合は、紙くずも処理可能

【法15条許可対象外の産業廃棄物処理施設※2】

特例：法第9条の3の3

市町村が平時に縦覧対象等を条例で定めて※3おき、発災後、施設の設置者が生活環境影響調査書を添付して事前届出で処理可能



左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設）
右：廃畳専用の切断施設（繊維くずの切断施設）など

※2 5t/日未満の処理施設は当該施設のみを使用する場合等は手続き不要で処理可能
※3 市町村は縦覧を行う施設の種類、縦覧期間、場所を条例で定めておく

房総半島台風等の被災経験を通じて浮き彫りとなった課題

- 制度的制約により、既存の民間施設が十分に活用できず、結果として処分に時間を要した。

制度的制約：産業廃棄物処分業者が所有する法１５条許可対象施設は特例制度（法１５条の２の５第２項）により活用できたが、許可対象外施設の活用（法９条の３の３）が困難であった。

- 平時から再資源化を進めている民間施設が活用できず、最終処分量の縮減につながらなかった。

（例）県内業者の廃石膏ボード破碎施設が活用できず、廃石膏ボードの処理先選定に時間を要した等（参考資料２・３）

既存の産業廃棄物処理施設を法９条の３の３で活用する場合の問題点

● 届出するまでに費用・時間・手間を要する

法で求める生活環境影響調査書は文献調査に加え現地での（例えば騒音の）実測や施設を設置した際の値の予測などが必要（例：破碎施設の届出で約９０万円、約２か月）

⇒ 早期に処理を行う場合には活用が困難

⇒ 産業廃棄物処分業者が市町村の処理に協力する動機に乏しい

● 手続きの二重性

現に環境への支障なく設置・稼働している産廃施設であっても、特例の適用には新規設置と同じ手続きが必要

※ 市町村は平時に条例で縦覧を行う施設種類、期間等を定めておく必要があるが、市町村の大多数が未制定（県内：制定済２市／未制定５２市町村）

提 案

非常災害時には、千葉県の産業廃棄物処分業許可業者が**事業の用に供している県内の全ての施設において、簡易な事後届出**により災害廃棄物の処理を可能とする。

法15条許可対象外の施設についても、法9条の3の3の規定にかかわらず、法15条許可対象施設の特例である法15条の2の5第2項の手続きと同様とする

効 果

○ 処理日数の短縮

生活環境影響調査 & 事前届出に要する日数：約60日 ⇒ 即日処理開始

○ 再資源化による最終処分量縮減

例：廃石膏ボード（令和元年房総半島台風）約1,966t※ ⇒ 可能な限り再資源化

※概ね最終処分

○ 被災地近隣での処理の促進

広域処理の調整を待たずに迅速に処理開始

- 
- ☞ 災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理と一層の再資源化・減量化
 - ☞ 交通遮断など半島の地理的特性が抱える課題の解消
 - ☞ 災害からの地域経済の迅速な復旧・復興

速やかな復旧・復興につながり、安心して暮らせる環境づくりが進む

提案事業を実現可能と考える背景（本県の既存制度の特長・仕組み等）

（１）指導要綱等により法許可対象外施設での適正処理を担保

- 県の指導要綱により、法許可対象外施設も県で設定した基準を満たすよう審査済（参考資料４）
 - ⇒ 具体的な基準値や設備など生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じさせないよう立地・構造・維持管理基準等を規定
 - ⇒ 平時に処理する産廃と同様な性状の災害廃棄物の処理なら、一般廃棄物処理施設の許可基準を満たす（参考資料５）
- 指導要綱に従い設置し、現に生活環境保全上の支障を生じさせずに稼働中の施設を活用
 - ⇒ 平時に処理する産廃と同様な性状の災害廃棄物なら、法９条の３の３の生活環境影響調査書で確認せずとも適正処理可能

（２）処理が可能な産業廃棄物処分業者の事業場・施設が多く存在

- 県内には数多くの産業廃棄物処分業者の事業場が存在し、その事業場内には１５条許可施設のほか、今回特区提案の法許可対象外施設が数多く存在している。

産業廃棄物処分業者の事業場数 376 （R6.4時点（政令市はR6.11又はR6.3））

法１５条許可対象施設 332施設

法許可対象外施設 737施設※（参考資料6-1、6-2）

※ 処理能力5t/日未満の施設の一部など
手続き不要で処理可能な施設を含む

- 廃石膏ボード再生施設など、再資源化を前提とした産業廃棄物処理施設が県内に所在

（３）（一社）千葉県産業資源循環協会との災害廃棄物の処理等に関する協定

- 県と協会との協定に基づき発災直後から災害廃棄物の適正・円滑な処理が可能

協会の協力
意向あり

⇒協定に基づき市町村が県を通じて協力を要請し同協会に委託した場合には、会員のネットワーク及び廃棄物処理の専門的知見を発揮することで、発災直後から、仮置場の運営から県内施設を活用した処理まで、災害廃棄物の処理フローを適切かつ迅速に構築することが可能

法 15 条の許可対象となる産業廃棄物処理施設の種類

処理施設の種類		規模
1 汚泥の脱水施設		処理能力10m ³ /日を超えるもの
2 汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力10m ³ /日を超えるもの
	天日乾燥	処理能力100m ³ /日を超えるもの
3 汚泥の焼却施設		処理能力5m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積 2m ² 以上
4 廃油の油水分離施設		処理能力10m ³ /日を超えるもの
5 廃油の焼却施設		処理能力1m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積 2m ² 以上
6 廃酸、廃アルカリの中和施設		処理能力50m ³ /日を超えるもの
7 廃プラスチック類の破碎施設		処理能力5t/日を超えるもの
8 廃プラスチック類の焼却施設		処理能力100kg/日超又は火格子面積 2m ² 以上
8 の 2 木くず又はがれき類の破碎施設		処理能力5t/日を超えるもの
9～13（略）（特定有害物質、水銀、シアン化合物、石綿、PCBの処理施設）		すべてのもの
13 の 2 産業廃棄物の焼却施設 （上記3,5,8,12に掲げるものを除く）		処理能力200kg/日超又は火格子面積 2m ² 以上
14 最終処分場		すべてのもの（処分場の種類により品目は限定）

許可対象外施設の例：

品目が対象外：紙くずの破碎施設、繊維くずの破碎施設
 施設種類が対象外：木くずの切断施設、廃プラの熔融施設、廃プラの圧縮施設
 規模未満：廃プラの破碎施設（処理能力5t/日以下）

など

施設の活用ニーズ（市町村の処理困難事例）

○令和元年の台風被害を踏まえた市町村の困難事例（令和3年度調査等）

品目	事例
廃石膏ボード	・ 廃石膏ボードを一般廃棄物として処理可能な施設が、なかなか見つからなかった。 ・ 災害廃棄物が一般廃棄物のため、<u>廃石膏ボードなどを一般廃棄物で処理できる業者がなく、苦労した。</u>
がれき、瓦、畳	・ 大量のがれき、瓦、畳等については<u>一度に受け入れする施設の処理余力が無かったため、災害廃棄物の搬入を数回に分割して</u>お願いすることとなり、結果として被災者の負担を増やす事例が発生した。 ・ <u>畳について処分先が見つからず畳を置くスペースがひっ迫した。</u>また、濡れた畳は発酵し高温になり発火の恐れがあることから、処分先について事前に確認しておく必要があるように感じた。

法15条許可対象施設

- ・ がれき類の破碎施設（5t/日以上）

※通常時にながれき類以外に処理している品目がある場合は、その品目も処理可能
 例：がれき類の破碎施設で通常時に廃瓦も破碎している場合（許可不要施設である廃瓦（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の破碎施設を兼用している場合）は、法第15条の2の5第2項の災害時特例の届出により廃瓦も処理することが可能

許可対象外施設

- ・ 廃石膏ボード（紙くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の破碎施設
- ・ 廃瓦（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の破碎施設
- ・ 畳（繊維くず、廃プラスチック類）の切断施設

許可対象外施設の活用可能性（千葉県産業資源循環協会 令和元年災害ヒアリング結果抜粋）

品目（施設）	概要
廃石膏ボード （紙くず及びガラスくず等の破碎施設）	・ 水濡れしたものはリサイクルしづらいが、<u>湿っている程度であれば可能、また、一度ぬれても乾いていればリサイクル可能</u>との話があった。 ・ 土がつきすぎるとダメだが、処理工程で加熱するので多少の汚れは問題ない。 ・ 雨には弱いので、仮置場で屋根をかけるなどの工夫ができるとよい。
廃畳 （繊維くず等の切断施設）	・ <u>焼却施設に入れるために破碎・切断する施設を用意する必要がある。</u> <u>仮置場の近くや焼却施設の近くで切断等できる施設があるとよい。</u>
廃瓦 （ガラスくず等の破碎施設）	・ 能登半島地震では物量・時間的に最終処分場に持っていくしかない状況。 ・ <u>発生地域や発生量によっては分別してリサイクルに回すこともできるのでは。</u>
廃蛍光灯 （ガラスくず等の破碎施設）	・ これまで市町村の通常の処理ルートで処理しているが、<u>産廃処理ルートも可能。</u>
廃太陽光パネル （ガラスくず等の破碎施設）	・ ガラスと接着されているシートを剥離するタイプの処理施設は15条許可の対象外施設となるので、<u>今後、大量に発生した場合には問題となる可能性がある。</u>
廃バッテリー（鉛蓄電池） （金属くずの熔融施設等）	・ 市町村の通常の処理ルートでお願いするものだが、<u>産廃としてバッテリーを処理している県内産廃処理業者が活用できるのではないか。</u>
混合廃棄物 （選別・圧縮施設等）	・ <u>総合中間処理場では、混合廃棄物を大きいものと下ごみ等に選別し、大きいものは焼却や破碎等で減量化する。この処理フローで円滑に処理できるのではないか。</u>
廃農業用ビニル （廃プラスチック類の切断施設）	・ 令和元年台風では災害廃棄物として処理した。 ・ 塩化物が入っていても問題ない焼却施設で処理した。 ・ ただし、<u>前処理するため切断施設を通す必要があった。</u>

「ガラスくず等」は産業廃棄物の品目である「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の基準等の概要

対 象

廃棄物処理業者の中間処理施設、積替え・保管施設、廃棄物の再生利用業者の再生利用施設の設置等を行おうとする場合

※法 15 条許可対象施設、許可対象外施設及び民間設置の一般廃棄物処理施設が対象で、法手続きに先立ち事前協議

※広域認定等の施設は対象外

※事前協議を省略可能とする条件あり

協 議 等

所在市町村及び庁内関係法令所管課（24課）との協議を実施

大気・水質・揚水・環境協定関係、都市計画・建築関係、森林・緑地関係、埋蔵文化財関連、市町村環境・消防など

住民調整

関係地域（約 200 m）の居住する住民に対し説明会を開催

以下のいずれかが必要

- ・ 関係地域を管轄する市町村長又は所在地の自治会長等と環境保全協定を締結
- ・ 関係地域住民（世帯主）3分の2以上からの承諾

基 準 等

立地基準・・・配慮施設（病院、学校、特養など）については100m以上の距離を確保するなど、施設が立地できない場所や地域、接道要件などを具体的に規定。

構造基準・・・処理施設について、脱臭装置など除外設備を設けることや騒音・振動、悪臭では敷地境界での基準値、放流水の水質について排水基準などを具体的に規定。

また、15条許可対象外の施設であっても、許可施設と同種で許可規模未満の施設であれば、原則としてその施設の許可基準を満たすことを求めている。

維持管理基準・受け入れ時の確認や分析方法・頻度、排水基準などを具体的に規定。

⇒ 指導要綱では、法9条の3の3の届出に必要な生活環境影響調査を求めず、県が設定した基準により生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を担保

一般廃棄物処理施設の基準との比較は「参考資料5」参照

廃棄物処理法のごみ処理施設の基準と県要綱の基準の比較

法のごみ処理施設の基準概要		県要綱の基準概要	赤字は要綱独自の規定
		(受け入れ廃棄物の管理) 処理できない種類・性状の廃棄物の混入を避けるため、月1回の分析及び荷下ろし時の確認を実施すること。	
1 技術 上の 基準	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。	
	ごみ・排ガス・排水による腐食防止のため必要な措置が講じられていること。	排ガス・排水・ 薬剤 等による腐食防止のため必要な措置が講じられていること。	
	ごみの飛散・悪臭の発散防止するため必要な措置が講じられていること。	飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な 構造又は設備 が設けられていること。 排出口及び敷地境界線において「悪臭防止対策の指針」に定める基準以下とし、必要に応じ必要な脱臭装置を設けること。	
	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 騒音及び振動防止については、 敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに当該市町村公害防止条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音又は振動防止装置を設けること。	
	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	排水を公共水域等に放流する場合は、その水質を 表に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行っていないこと。	

法のごみ処理施設の基準概要	県要綱の基準概要
1 技術上の基準 破碎施設の個別基準	⇒家庭ごみ等とは異なり、下欄記載の「受け入れ廃棄物の管理」により、通常受け入れしている種類・性状の廃棄物であれば破碎に適さないものが混入する可能性が極めて小さい。
	粉じんの発生するおそれのある場合には粉じん防止装置を設けること。
	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えていること。 ⇒家庭ごみ等とは異なり、下欄記載の「受け入れ廃棄物の管理」により、仮置場で分別されたもので通常受け入れしている種類・性状の廃棄物であれば、爆発するものが混入する可能性が極めて小さい。
	(受け入れ廃棄物の管理) 処理できない種類・性状の廃棄物の混入を避けるため、月1回の分析及び荷下ろし時の確認を実施すること。

本提案で主に想定される破碎施設について比較した。

個別基準は他に以下の施設種類の基準があるが、施設の使用が想定されない又は要綱で基準を満たす施設である。

焼却施設・・・15条許可対象施設以外の施設の使用が想定されない

固形燃料化施設・・・県内は一般廃棄物処理施設の設置許可を有する施設以外に存在しない

選別施設・・・要綱の規定により基準を満たしている

高速堆肥化施設・・・災害廃棄物の処理が想定されない

パイプライン施設・・・県内に産業廃棄物処理施設は存在しない

法のごみ処理施設の基準概要	県要綱の基準概要
2 適正な配慮 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。	・ 県職員による現地調査等により周辺状況を把握 （民家との距離、飲用井戸の有無、水道水源・利水状況、放流先、土地利用、希少種等の有無、搬入路要件、文化財、農地） ・ 立地基準として配慮施設（学校、保育所、病院、診療所、図書館、特養）からの距離を100m以上とする ・ 関係地域住民への説明義務 ・ 市町村長や自治会との環境保全協定の締結等により周辺の環境保全を確保
3 申請者の能力 申請者の能力が一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	⇒要綱では申請者の規定なし 処分業の許可で同じ審査が行われるため、産業廃棄物中間処分業者の許可を有する業者は基準を満たしている。
4 申請者の欠格要件 申請者が第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 （いわゆる欠格要件）	⇒要綱では申請者の規定なし 処分業の許可で同じ審査が行われるため、産業廃棄物中間処分業者の許可を有する業者は基準を満たしている。

県内の産業廃棄物処理施設（種類別、中間処分業者のみ）

R6.3現在
政令市・中核市はR6.12現在

中間処分業者の廃棄物処理施設数（千葉市、船橋市、柏市分を含む。）

施設種類			設置数	
法 1 5 条施設	焼却施設		4 1	3 3 2 法許可施設
	破砕施設		2 4 9	
	脱水施設		1 7	
	乾燥・油水分離・中和施設		2 5	
条例施設	焼却施設		3	1 0 5 条例許可のみの数
	破砕施設※15条と重複する 2 施設を除く		1 0 2	
要綱施設	焼却施設		0	7 3 7 ※千葉市は条例なし
	破砕施設	うち 1 5 条のみと重複	1 2 2	
		うち条例のみと重複	4 5	
		うち条例かつ 1 5 条と重複	2	
		重複しない（要綱単独）	8 7	
	圧縮施設		2 2 6	
	切断施設		7 9	
	その他の種類の施設		2 4 0	6 3 2 要綱届出のみの数

条例施設

条例で許可が必要な産業廃棄物処理施設

⇒法 15 条許可対象施設（焼却施設、破碎施設）の規模未満の施設

処理施設の種類	規模
1 産業廃棄物の焼却施設	処理能力50kg/h又は火格子面積0.5㎡以上 又は焼却室容積0.7m³以上
2 廃プラスチック類、木くず又は がれき類の破碎施設	処理能力5t/日以下

要綱施設

要綱で届出が必要な産業廃棄物処理施設

⇒品目や施設種類が法15条や条例の許可施設の対象外となる施設

処理施設の種類	規模
法15条許可対象施設及び条例施設以外の産業廃棄物処理業者 の施設 (施設例) 廃石膏ボードの破碎施設、廃プラスチック類の圧縮施設、 金属の切断施設など	規模要件なし

災害廃棄物の処理の原則（廃棄物処理法）

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

- 2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

許可対象外施設・新規設置施設の特例である法第9条の3の3の規定

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定める※ところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。（後段略）

※ 縦覧する施設種類・期間・場所
を市町村が定める

法 15 条許可対象施設の特例である法第 15 条の 2 の 5 の規定

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

法 15 条の許可対象施設 (参考資料 1)

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

● 一般廃棄物処理施設 (焼却施設を除くごみ処理施設) が許可対象となる要件は、施設種類によらず「処理能力が5t/日を超えるごみ処理施設」であるが、法15条の許可を受けた産業廃棄物処理施設 (参考資料 1) は、本規定の届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けずに同様の性状の一般廃棄物処理が可能。

● また、非常災害時には法15条の許可対象施設は事後届出でよいとされている。

なお、例えばがれき類の破碎施設で、平常時に15条許可対象にならない陶磁器くず等の品目も処理している場合は、その品目も処理可能としている。

⇒ **法15条の許可対象外の産業廃棄物処理施設は、本規定は適用できない**